

# 既存事業に対する第 36(1)条と第 36(2)条 の権利・恩典の付与 ( No.1/2549)

2006年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

公印  
(ガルーダ)  
投資奨励委員会告示  
第 1/2549 号

既存事業に対する第 36(1)条と第 36(2)条の権利・恩典の付与

1991 年投資奨励法(第 2 号)によって改正された 1977 年投資奨励法に基づいた第 36(1)条および第 36(2)条の権利・恩典を既存事業に付与すべきだと判断したため、

1977 年投資奨励法の第 16 条第 2 段に準拠し、投資奨励委員会は既存事業に対する第 36(1)条および第 36(2)条の権利・恩典の付与に関する基準を制定して告示する。

1. 以下の業種について、土地代と運転資金を含まない投資金額が百万パーツ以上の既存企業であること。

自動車部品の製造業

プラスチック製品またはプラスチック被覆製品の製造業

電化製品・電子製品およびその部品の製造業

2. 投資奨励委員会事務局から承認された協会または機関によって認定された事業者であること。
3. 本告示の被投資奨励者に対して、第 36(1)条と第 36(2)条の権利・恩典が 1 年間付与される。そして、事務局の規定に従って、延長の審査が受けられる。

4. 被投資奨励者は事務局の定めた規定、手続きに従って、第 36(1)条と第 36(2)条の権利・恩典を適用しなければならない。
5. この奨励を受ける希望者は 2007 年 12 月 31 日までに奨励申請書を提出しなければならない。

以上、2005 年 12 月 8 日より施行する。

告示日 2006 年 2 月 15 日

(署名)

(ソムキット・ジャトウシーピタック)

副首相

委員長